

# 一般会計補正予算案(第2号)を全員賛成で可決

## 台風24号による被害対応の経費などを計上

平成30年第4回定例会は12月5日から26日までの会期で開催され、市長提出議案15件、意見書案11件、請願12件を審議しました。議案等の審議結果は4面をご覧ください。

### 行政報告

5日の定例会本会議において、市長より平成30年第3回定例会以降の行政上の主な事項の報告がありました。この中で、市立さいわい保育園閉園後の利活用について、次のように説明がありました。

さいわい保育園が30年度末をもって閉園となることから、公共施設マネジメント推進委員会において、本年5月より閉園後の利活用について5回の会議を開催し検討を行い、その結果を東久留米市行財政改革推進本部に諮った上で決定した。検討に当たっては、東久留米市公共施設等総合管理計画に定める方針に基づき、他の行政サービスでの利用の可能性、民間企業や各種団体等への貸し付けの可能性とともに、さいわい保育園に関する市民の皆さまから意見をいただく中で、地域活動事業での継続利用、北部地域における子育て支援施設としての活用など、さまざまな視点から検討を行った。

結論として、さいわい保育園の閉園後に建物を解体した上で土地を売却し、売却益を公共施設等整備基金に積み立てることとした。さいわい保育園は今年度で築49年が経過し、過去に行った耐震診断調査において、施設の劣化が著しいことが確認されている。

このことから、園舎を今後も継続して利用することは難しく、また、他の公共用地としての活用も適当でないことから、売却することとした。

【行政報告への質疑から】  
【質問】 予算上の今後のスケジュールは。  
【答弁】 最短の想定では、来年度予算に解体の実施設計になると思う。

### 一般会計補正予算案を可決

30年度東久留米市一般会計補正予算案(第2号)は、19日の予算特別委員会でも田嶋馬委員(未来政策フォーラム)、小山副委員長(自民クラブ)の下で審査され、26日の本会議において全員賛成で可決されました。

本補正予算案は、歳入歳出それぞれ5億9728万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億3543万9千円とするものです。併せて繰越明許費の設定、地方債の補正が行われています。

歳出では、庁舎屋上冷却塔の修繕に係る費用、福祉総合システムの改修に係る費用、防災車の無線通信機整備に係る費用、選挙特集号の発行に係る費用、心身障害者福祉に係る費用、児童福祉に係る費用、台風24号の被害による修繕等に係る費用などが計上されています。

### 1月7日 初めての駅西口における出初式



東久留米消防少年団の演技

富士見テラスより



【委員会での質疑から】  
【質問】 台風24号による公園等に関する被害状況について伺う。  
【答弁】 公園等の敷地内では倒木・枝折れ等が多数発生し、詳細な把握は難しいが、業者に委託し、予備費充当によって処理を行った公園等は24カ所、約1120万円を要した。その他、職員により倒木・枝折れ等の処理を行った公園等も多くある。【質問】 夜間の相談が増えたために子ども家庭支援センター運営事業に係る経費を増額することであるが、どのような理由で夜間が増えたのか。  
【答弁】 昼間に働いている方も多いため、夜間の訪問などが増えている。

委託の計上が必要になる。  
【質問】 公共施設マネジメント推進委員会が、市民から意見を聞いたのか。  
【答弁】 子育て支援課、児童青少年課に寄せられた意見や市長座談会での意見等を参考にした。

### 今号のトピック

#### 何が話し合われたの?

5日の定例会本会議において、住民情報系システムにおける自治体クラウドの導入について市長より次のような報告があった後、以下の通り質疑がありました。

- 自治体クラウドとは  
情報システムを市庁舎内で管理・運用することに代えて、セキュリティレベルの高い外部のデータセンターにおいて、複数の自治体が共同で利用する取り組み
- 本市の取り組み  
住民情報システムの次期再構築において自治体クラウド導入を視野に入れ、小平市、東村山市と協議を重ねた。経費削減効果などメリットが多々あることから、平成34年1月本稼働予定として3市で協定を締結し、推進体制を立ち上げる予定

【行政報告への質疑から】  
【質問】 小平市、東村山市、本市の3市合同で住民情報系システムの自治体クラウドを導入することであるが、各自治体において意見の相違があった場合、どのように調整をしていくのか。  
【答弁】 3市の意思を集約・決定する場として、各市の副市長・担当部長などを構成員とした任意協議会を設立する予定であり、意見の相違があった場合は、任意協議会で調整を図っていく。

### 教育長報告

26日の定例会本会議において、教育長より西部地区の閉校時に下里三丁目小学校再編成(下里小学校の閉校)に向けた実施計画(以下「実施計画」)について報告がありました。

実施計画が教育委員会において承認されるまでの経過説明があった後、実施計画の主なポイントについて次の3点の説明がありました。

- 1点目、学校規模適正化の時期については、できるだけ早期に子ども達の教育環境をより良いものにするために、32年度(2020年4月)に下里小学校は第十小学校に統合、31年度末(2020年3月末)に下里小学校は閉校とする。
- 2点目、通学区域については、下里小学校の全通学区域を第十小学校の通学区域とする。
- 3点目、統合時の調整に

ついては、30年度に下里小学校に在籍し、下里小学校の閉校時に下里三丁目住所のある在籍児童は統合時に第七小学校を選択できることとする。加えて、統合する32年度に6年生となる現4年生については、下里三丁目以外に住所のある在籍児童も統合時に第七小学校を選択できることとする。また、31年度に下里小学校に就学予定の新入学児童については、31年度は統合前年度となるが、第十小学校を選択できることとする。

【教育長報告への質疑から】  
【質問】 早期に閉校の時期を決定したことについての見解は。  
【答弁】 少人数の場合、学校運営上や教職員に係るさまざまな課題が生じる可能性があり、それに伴い子どもたちに影響を及ぼすことが懸念されることから、できるだけ早期に適正規模に近づけるよう考えた。

【質問】 第七小学校を選択できる学年を現4年生に限っているが、なぜなのか。  
【答弁】 全学年で選択を可とすると、場合により統合後の第十小学校においてクラス替えができない規模になるとのシミュレーション結果が出たことから、全学年での対応は不可能であると判断した。統合年度に卒業を迎える現4年生については、シミュレーションでも問題がなく、保護者からの選択幅拡大を求める要望を踏まえ、第七小学校を選択可能とした。

今号の案内	一般質問	2・3面
議案・請願審議結果		4面
意見書など		4面